

○喜多方市議会政務活動費の交付に関する規程

平成25年2月27日議会告示第1号

喜多方市議会政務活動費の交付に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、喜多方市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年喜多方市条例第7号。以下「条例」という。)の規定に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

**第2条** 政務活動費の交付を受けようとする会派(条例第2条に規定する会派をいう。以下同じ。)の代表者は、毎年度、政務活動費交付申請書(様式第1号)を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出した会派の代表者は、当該申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに、政務活動費交付申請事項変更届出書(様式第2号)を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

**第3条** 市長は、前条第1項又は第2項の規定により政務活動費交付申請書又は政務活動費交付申請事項変更届出書の提出があったときは、交付すべき政務活動費の額を決定し、会派の代表者に通知するものとする。

(交付請求)

**第4条** 第2条第1項の規定により政務活動費交付申請書を提出した会派の代表者は、条例第3条第5項に規定する交付日の5日前までに、政務活動費交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(収支報告書)

**第5条** 条例第7条第1項の収支報告書は、収支報告書(様式第4号)によるものとする。

2 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書の提出が不要の場合)

**第6条** 条例第7条第1項ただし書の議長が定める場合は、所属する議員が1人である会派において当該議員が死亡した場合とする。

(会計帳簿の作成及び保存)

**第7条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費を充てた経費に関する会計帳

簿を作成し、これを当該政務活動費に係る条例第7条第2項の規定による収支報告書の提出期限の属する年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に喜多方市議会政務調査費の交付に関する規則（平成18年喜多方市規則第5号）の規定に基づいて提出されている平成24年度分の政務調査費交付申請書その他の申請書、請求書等は、この規程の相当規定に基づき提出された平成24年度分の政務活動費交付申請書その他の申請書、請求書等とみなす。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）